

一般社団法人 SDGs とうほく 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 SDGs とうほくと称する。

2 英文名称は SDGs TOHOKU と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

(公告方法)

第 3 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 当法人は 2030 年までに「持続可能な開発目標」(英語で Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。)の世界を変えるための 17 の目標にむけて、企業・NPO・自治体・大学、そして市民が連携し、この地球を共生する循環型社会をつくり、また、東北ならではの課題に向き合い、東北ならではの魅力を広げ、東北らしい SDGs を推進し、持続できる循環型社会へシフトし、東北の未来といまと世界をつなぐ羅針盤となることを目的とする。

(事業)

第 5 条 当法人は前条の目的を果たすために次の事業を行う。

- (1) SDGs の達成のための普及啓発
- (2) 東北における SDGs の広報及び SDGs 達成のための行動の喚起と実践
- (3) 東北における SDGs の達成のための市民社会団体、民間企業、研究機関、国際機関、政府機関等の連携と協力の強化
- (4) 東北における SDGs の達成のための調査・研究
- (5) 東北における SDGs の達成に取り組む民間企業、市民社会団体、研究機関、国際機関、政府機関等に対する助言・コンサルティングと問題解決策の提示
- (6) 東北における SDGs に係るまちづくり、人材育成、組織基盤強化
- (7) その他 SDGs の達成に必要な事業や関連分野の事業

2 当法人は、前項の事業を実施するために、広く一般社会からの寄付金を募る。また、第

4条の目的に適う助成・委託事業を実施する。

第3章 社員等

(法人の構成員等)

第6条 当法人には、以下の会員を置く。

(1) 社員会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者

(2) 一般会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体

2 前項の会員のうち、第1号の社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 当法人の一般会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

4 前項のほか一般会員に関する事項については、理事会が別に定める会員規程によるものとする。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める会員規定により経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
- (4) 各事業年度の決算報告（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書））の承認
- (5) 定款の変更及び改廃
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上7名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事として選定することができる。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相

互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第2項によるものとする。

5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程による。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人の取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除または限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(事業ユニット)

第29条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、理事会の諮問にこたえて助言を行い、また、代表理事及び業務執行理事による業務執行を補佐する機関として、「事業ユニット」を設置することができる。

2 「事業ユニット」のメンバーは、第6条に定める会員及び学識経験者、関連団体等のうちから、理事会が選任する。

3 「事業ユニット」の任務・構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。代表理事が出席できない場合は、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第35条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の決議により決定する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書 (正味財産増減計画書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 基金

(基金)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法 その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(余剰金の分配)

第42条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

(残余財産の処分等)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第45条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第46条 当法人の設立時役員等は、次のとおりである。

設立時理事 佐藤晶子

設立時理事 高橋好郎

設立時理事 高浦康有

設立時監事 千葉富士男

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、つぎのとおりである。

住所 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目28番3号

氏名 佐藤晶子

住所 仙台市青葉区西花苑二丁目14番28号

氏名 高橋好郎

(定款に定めがない事項)

第48条 本定款に定めがない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

平成30年7月24日 制定

令和1年10月1日 改定